

処遇改善に関する具体的な取組内容

当施設で取り組んでいる介護職員等特定処遇改善計画は以下のとおりです。

■ 加算の算定状況等について

算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 I
現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 I
サービス提供体制強化加算等の取得状況	サービス提供体制強化加算 I イ

■ 職場環境等要件について

【入職促進に向けた取組】

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 他産業からの転職者、主婦層等、経験者・有資格者等にごだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ③ 職場体験の受入や地域行事への参加や主催等による職場魅力度向上の取組の実施

【資質の向上】

- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ② 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ③ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ① 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ② 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ① 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ② 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施

【生産性向上のための取組】

- ① 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部研修会の活用等）を行っている
- ② 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイキング、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う
- ③ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行う ICT インフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化、協同化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

【やりがい・働きがいの醸成】

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ② ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供